

「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業」 の評価（案）の概要

1. 事業概要

事業内容：出願された商標について、商標法第3条に定める商標登録を受けることができない商標に該当するか否かの判断を行うための、「商標審査前サーチレポート（商標の文字部に関する識別力等調査）作成事業」
実施期間：平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間
応札者数：1者

2. 事業実施に関する評価

- 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。
 - ① 審査官と同等の視点からの調査が必要となるため、調査漏れ等、納入物の品質に問題があると判明した案件数（フィードバック報告書数）が実施件数全体の1%以内
 - ② 成果物の納入
 - (イ) 提出物並びに納入物のうち商標登録出願（国内）に関するサーチレポート（電子データ）及び国際商標登録出願（指定国官庁）のサーチレポート（紙媒体）を分割納入すること（原則週1回）
 - (ロ) (イ)について特許庁が発注した日から2.5か月以内に遅滞なく納入すること
なお、契約1年目の年度当初は、審査の遅延を回避するため、上記納期サイクルより極力短い期間（発注から3～4週間程度）で納入できる体制を整備しておくこと。
 - (ハ) 早期審査対象の出願、その他案件処理に緊急性を要する出願等として特許庁が個別に発注した案件については、特許庁が発注した日から2週間以内に納入物を納入すること（1月あたり50件が上限）
 - ③ 1年間に約50回分（50ロット）の発注データの作成を予定しており、年度ごとにその納入処理を行うことができること
なお、納入回数は必ずしも50回に限らずともよい
 - ④ 出願数の動向や調査対象商品・役務数の関係から多少の変動はあるものの、③から1ロット1,680件程度の納入処理が可能な実施体制ができていること
- 創意工夫に関しても、民間事業者から独自のシステム開発による業務の効率化や独自の職員教育体制や納入物の校閲方法等の改善提案がなされ、良好に業務が実施された。

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費は、年間調査件数に1件当たりの単価を乗じた額となるが、契約単価は3,789円であり、従来の契約単価は3,805円（平成24年度）と比べて16円（▲0.42%）となっている。

平成25年度及び26年度の平均件数では、単年度当たり1,314千円（▲0.42%）の経費が削減されている。

4. 今後の事業

本事業は、実施状況が良好であり、経費も削減されているが、一者応札となっていることから、競争性改善策を講じつつ市場化テストを継続して実施することが適当であると考えられる。